

集落内開発区域における浸水対策の運用基準へのよくあるご質問（FAQ）

質 問	回 答
<p>1 想定浸水深さの算出（確認）方法はどのようにするのか。</p>	<p>国土交通省の「浸水ナビ」で想定浸水深を確認してください。 ▶浸水ナビ https://suiboumap.gsi.go.jp/ ▶浸水ナビを活用した算出方法 算出方法 PDF→別添1</p>
<p>2 基準が適用される3m以上の浸水深さはどのように確認するのか。</p>	<p>国土交通省の「浸水ナビ」で開発区域の浸水深さを確認してください。開発区域の1つの敷地内に浸水深さが3m以上と3m未満の浸水深さがある場合は、浸水深さが3m以上となる部分の面積が全体面積の過半を占める場合は基準を適用します。 ▶浸水ナビ https://suiboumap.gsi.go.jp/ ▶浸水ナビを活用した算出方法 算出方法 PDF→別添1</p>
<p>3 開発区域内に浸水深さが3m以上の区域と3m未満の区域が存する場合は基準は適用されるのか。</p>	<p>開発区域内で浸水深さが3m以上の区域と3m未満の区域が存する場合、3m未満の区域に建築物を配置する場合は適用しません。 また、分譲地等で2以上の敷地を（宅地）に分割する開発区域で、開発区域内の浸水深さが3m以上の区域と3m未満の区域が存する場合、浸水深さが3m以上となる部分の面積が全体面積の過半となる場合は、開発区域全体に当基準を適用します。 ▶浸水ナビを活用した算出方法 算出方法 PDF→別添1</p>
<p>4 開発区域内で対処する浸水深さはどのように算定するのか。</p>	<p>開発区域における浸水深さの算定は、開発区域内の浸水深さを「浸水ナビ」で算出してください。ただし、開発区域内で浸水深さに違いがある場合は、敷地が接する道路における浸水深さを開発区域全体の浸水深さ（※）とすることができます。 ※道路部分の標高+想定浸水深=想定浸水深さの水面の標高を算出し、開発区域の地形に適用してください。 ▶浸水ナビを活用した算出方法 算出方法 PDF→別添1</p>
<p>5 開発区域を盛り土して、盛土後の地盤で想定浸水深が3m未満となれば対処は不要か。</p>	<p>想定浸水深さは、原則として浸水ナビで判断します。 よって、今後開発許可を受けて盛土して地盤面が高くなっても適用されます。</p>
<p>6 想定浸水深さより上に避難が可能な居室等がある建築物はどのように明示すればいいのか。 また、開発許可申請時点で建築の計画が決まっていなかった場合はどうすればいいのか。</p>	<p>建築物の平面図や断面図で、どの部分が避難可能な居室等となるか、想定浸水深より上部に当該居室等の床面があることを断面図で示すなどしてください。 住宅分譲地（非自己用）等の開発行為の場合などは、土地利用計画図に当基準へ対応する旨を記述していただき、建築確認手続きで審査することとなります。 ▶開発許可での図面の記入例 記載例 PDF→別添2 ▶建築確認申請での図面の記入例 記載例 PDF→別添2</p>
<p>7 ロフト（小屋裏物置）を「避難が可能な居室等」としていいか。</p>	<p>荒天時に風雨にさらされることなく、かつその部屋から直接屋外へ避難することができる開口部を有していれば可能です。</p>
<p>8 完成したときに、避難が可能な居室等を有する建築物の適否は、どのように確認するのか。</p>	<p>工事監理者は、建築物の高さの確認をしていただき、建築基準法に基づく完了検査委申請書（第四面）の工事監理の状況に記入をしてください。完了検査時は、コンベックスルール等を用いて検査することとします。</p>